

【よくあるご質問】令和6年度 働き方改革推進支援助成金Q & A

	質問(Q)	回答(A)
1	申請は窓口に行かないとできないか。	できる限り郵送にてお願いします。郵便事故防止のため、レターパック等の利用をお勧めしております。 やむを得ず来局される場合には、事前に電話にてご予約ください。
2	現在労働者はいないが、申請は可能か。	労働者災害補償保険（以下「労災保険」という）に加入している労働者がいる事業主が申請可能となります。 したがって、現在労働者がいない事業主は申請することはできません。
3	過去に会社都合での退職者がいる場合は申請できないか。	会社都合による退職者の有無について、申請要件とすることはありません。
4	労働者がアルバイトのみでも申請は可能か。	労災保険の適用事業主であることが申請要件になっています。労災保険は、原則として一人でも労働者を使用する事業は、全てに適用されます。労働者であればパート・アルバイト等の雇用形態は関係ありませんので、申請は可能です。
5	労働者が10人未満の事業場で就業規則を規定していないが、申請は可能か。	就業規則の代替として、年次有給休暇管理簿と労働条件通知書にて交付申請が可能です。
6	交付申請後、助成対象機器を発注又は購入することは可能か。	交付決定の連絡をしますので、発注（契約等）行為はそれまでお待ちください。 設備・機器等（改善事業）の購入（実施）に関しては、交付決定日以降に可能となります。
7	事業実施予定期間（交付決定日～●月●●日）はどのように決めるか。	改善事業が終了（システム等が稼働）して、支払が完了する日まで。納品遅延等を考慮して余裕をもって申請者が決めて下さい。 【最長でR7年1月31日】
8	事業実施予定期間に定めた期間より早く事業が完了した場合は、支給申請を早く提出してもよいか。	申請事業主が指定した事業実施予定期間中であっても、「事業が終了したとき」は、速やかに支給申請手続をしても差し控えありません。また、変更申請も不要です。

【よくあるご質問】令和6年度 働き方改革推進支援助成金Q & A

	質問(Q)	回答(A)
9	就業規則に計画的付与の規定がすでにある場合は申請できないか。	就業規則に記載しているが、労使協定を締結しておらず、実際に運用していない場合は、「申立書」を提出することで成果目標とすることはできます。また、支給申請時は労使協定の提出のみでよいことになります（様式集参照）。
10	申請書の業種欄は、複数の事業をやっている場合どのように書くか。	労働保険に登録されている主たる事業について、日本標準産業分類に基づき、中分類の分類番号（2ケタ）と分類項目名を記入してください。
11	申請書1、(5) の「常時使用する労働者の数」の書き方。	労働保険の常時使用する労働者数のことを指しています。したがって、経営者は労働者でないため数に含めず、常態として使用する短期間労働者（パート・アルバイト等）は含めて申請時点での人数を記入してください。 同居の親族がいる場合は電話でご相談ください。
12	複数の事業場がある場合、全ての事業場を指定対象事業場としなければならないか。	全ての事業場を対象としなくても可能です。ただし、改善事業を実施する事業場は指定対象事業場としてください。
13	指定対象事業場が1つでも、指定対象事業場一覧の提出は必要か。	必要です。
14	消費税込みで申請してもよいか。	消費税額は助成対象経費から除外して、申請してください。見積書には消費税が含まれていても構いません。 (ただし、一部事業主については、消費税を助成対象経費に含めて助成金額を算定できます。なお、その場合、消費税額確定後に「消費税額の確定に伴う報告書（様式第14号）」と記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し等）を提出する必要があります。)
15	車両（乗用車）の購入は可能か。	乗用車として利用する車両は対象なりません。なお、対象となる車両は物を積載・移動する目的で利用する貨物自動車又は福祉車両等の特殊用途自動車に限られます。

【よくあるご質問】令和6年度 働き方改革推進支援助成金Q & A

	質問(Q)	回答(A)
16	現在使用している機器（設備）が古くなったり、または壊れてしまった（不具合が出ている）が、買い替えは助成金の対象となるか。	より能力の高い機種への買い替えであれば対象となります。ただし、単なる同等以下の機種への買い替えであれば対象なりません。
17	同一年度に別の機器を購入することで2つのコースについて申請することは可能か。	不可です。各コースの支給は1事業主1回までとなります。なお、団体推進コースについては、併給可能です。
18	36協定の縮減の時期は、いつから行えばよいか。	令和6年度又は令和7年度内において有効な期間の届出を行ってください。
19	支給申請時には、時間単位年休や特別休暇の取得実績についてタイムカード等の提出は必要か。	時間単位年休や特別休暇の取得した資料については求めませんが、支給申請時の様式第11号（事業実施結果報告書）で実績を記入する項目があります。
20	労働時間短縮・年休促進コースにおいて、過去に、特別休暇の「病気休暇」の導入を選択して助成金を受給したが、今年度特別休暇の「ボランティア休暇」の導入を成果目標として申請することは可能か。	特別休暇の種類が異なっても、すでに成果目標を達成したことになりますので、同じ成果目標を設定することはできません。また、特別休暇の導入は、昨年度から時間単位の年休と合わせて導入することが成果目標となりました。 なお、労働時間短縮・年休促進コースと業種別課題対応コースは、別の成果目標を設定することで、次年度以降の申請が可能となります。（成果目標ごとに1事業主1回限り）
21	勤務間インターバル導入コースにおいて、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実績が必要とあるが、45時間には休日労働は含むのか。	休日労働は含みません。法定労働時間を超える時間数をカウントします。
22	勤務間インターバル導入コースにおいて、時間外労働の実績を示す労働者は何人必要か。	交付要綱附則の適用日（令和6年4月1日）以前2年間において、指定対象事業場ごとに、1人以上必要です。

【よくあるご質問】令和6年度 働き方改革推進支援助成金Q & A

	質問(Q)	回答(A)
23	団体推進コースにおいて、申請事業主団体の労働者が主に使用する機器を導入したいが、対象となるか。	構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新については対象になりますが、申請事業主団体のみが使用する機器等については対象となりません。
24	機器を購入したいが他の助成金と併給して購入することは可能か。	同一の機器に対して、国又は地方公共団体からの補助金と本助成金を併給することはできません。 (なお、他の助成対象となる取組も同様です)
25	賃上げについて、業務改善助成金と同じ労働者を対象としていてもよいか。	賃金引上げ対象者と業務改善助成金の対象者の重複は可能です。
26	賃金引上げだけを成果目標とすることは可能か。	賃金引上げだけを成果目標にすることはできません。 各コースの成果目標を設定したうえで、賃金引上げを成果目標に追加することができます。